

盛岡市建設工事等における事故報告要領

(平成 25 年 12 月 27 日市長決裁)

(平成 25 年 12 月 27 日上下水道事業管理者決裁)

(趣旨)

第 1 この要領は、盛岡市又は盛岡市上下水道局が発注する建設工事及び建設関連委託業務（以下「建設工事等」という。）において発生した事故の報告に関する取扱いを定め、盛岡市又は盛岡市上下水道局と建設工事等の受注者（以下「受注者」という。）の双方で迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

(受注者の事故への対応)

第 2 受注者は、工事現場等で事故が発生した場合は、人命救助及び二次災害の防止を第一として、現場において必要な措置を講じるとともに、この要領に基づき、建設工事等を所管する課等（以下「工事等担当課」という。）に報告を行うものとする。

2 前項の報告の対象とする事故は、建設工事等において発生したすべての事故とする。

(事故発生速報)

第 3 受注者は、事故が発生した場合は、工事等担当課に直ちに電話で連絡するとともに、速やかにファックス又は電子メール等の手段で事故速報（様式第 1 号）を提出するものとする。事故速報の内容に変更又は追加があった場合も同様とする。

2 工事等担当課の長は、事故速報の提出を受けたときは、速やかに所管部長（玉山総合事務所事務長を含む。以下同じ。）に報告するとともに、契約検査課及び危機管理課に事故速報の写しを送付するものとする。

3 工事担当課の長は、前項の報告に併せて、所属部署が玉山総合事務所であるときは区長に、教育委員会であるときは教育長に、上下水道局であるときは上下水道事業管理者、水道技術管理者及び上下水道部総務課に、速やかに事故速報により報告するものとする。

4 工事等担当課の長は、事故が死亡事故又は公衆に重大な被害を与えるおそれのある事故の場合は、第 2 項及び前項の報告後、速やかに事故速報により市長及び副市長に報告するものとする。この場合において、上下水道局にあっては、上下水道部総務課を通じて報告するものとする。

(事故報告)

第 4 受注者は、事故の応急措置終了後、監督職員又は調査職員が指示する期日までに、工事等担当課に事故報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。ただし、極めて軽微な事故で工事等担当課が必要が無いと認めた場合は、事故報告書の提出を省略できる。

2 工事等担当課の長は、事故報告書の提出を受けたときは、記載された内容について事実関係を確認し、所管部長に報告するとともに、契約検査課及び危機管理課に事故報告書の写しを送付するものとする。

3 第3第3項及び第4項の規定は、事故報告書による報告について準用する。

附 則

この要領は、平成26年1月6日から施行する。